

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 1 2 月定例総会		
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）午後 3 時 0 0 分 閉会 令和 7 年 1 2 月 2 5 日（木）午後 4 時 0 0 分		
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3 ー F		
議 長 氏 名	横 山 信		
出 席 委 員（者）氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 8 大 島 隆 義 2 伊 藤 治 9 清 水 喜美子 3 新 井 信 洋 1 0 渡 邊 大 之 4 横 山 信 1 1 内 田 泰 宏 5 吉 野 満咲実 1 2 湯 澤 美 恵 6 加 藤 正 雄 1 3 山 本 浩 之 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 5 新 井 良 和		
欠 席 委 員（者）氏 名	4 田 島 道 夫		
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也		
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音		
会議資料	別紙のとおり		
配布資料	■ 1 2 月定例総会次第 ■ 第 1 2 回北本市農業委員会提出議案		

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、１２月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名、全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員４名が、出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、９番清水喜美子委員と１０番渡邊大之委員にお願いいたします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請人は漬物食品の製造加工業を営む会社です。
	申請地は第１種農地であり、農地転用が原則不許可の農地ですが、不許可の例外規定で、『既存施設の面積の１／２を超えない範囲での、施設の拡張』が認められております。〇〇の既存工場の面積は約４，６００平方メートルで、本申請面積が９９９平方メートルであることから、既存工場の１／２以内であります。またその他申請書からも特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況ですが、農作物の作付けはされておりませんが、雑草等は無く綺麗に管理されております。周辺の状況について南側は工場等の会社が立ち並び農地が少なく、北側は農道と堀があります。周辺農地への影響は隣接地との境にはコ

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
大 島 委 員	ンクリートブロックによる被害防除を施す予定で近隣農地の所有者からも同意を得ていることから問題はないと思われます。
議 長	大島委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。
湯 澤 委 員	〇〇の一部が農用地として残る説明をされたが、残された農地は出入り口も含めて譲渡人の地権者は納得しているか。また、〇〇の残地部分がどこになるのかもう少し詳しく説明していただきたい。
事 務 局	〇〇の残地は引き続き譲渡人の地権者が所有権を持たれるということで了承を頂いているところです。 残地の土地は鉄塔側に細長く残すとの計画となっております。
加 藤 正 雄	実測と台帳で齟齬が起きた場合どのように取り扱うのか。隣地の土地が違う所有者であるならば、残地として９３平方メートルだけ残されることになる。今後地権者はどのように耕作を行っていくのか不可解である。 齟齬をなくすために実測値を優先するなど必要があるのでは。
事 務 局	代理人の申し出では、敷地面積の齟齬が発生して以降、残地の活用のため隣地の農地所有者と交渉等を行い、新たな敷地拡張を行う場合は隣地の農地の提供が可能であると回答をもらったと話を伺っております。そのため今後の事業拡大や今回の転用で面積が足りない場合など、残地と隣地を使用して農地転用を行う可能性があるということになります。
加 藤 正 雄	それは分かりますが、実際は残地で残った部分で畑は出来ない。許可の段階でもう少し対応をきめ細かくすることはできないのか。意見として聞いてほしい。
事 務 局	県へは９３平方メートル残ったところで、形も細長く使いづらい旨の話をしましたが、除外をする目的として当初の２６８平方メートルで足りる計画で申請しているため、追加で余計な面積は認めることはできないと回答をもらっています。
加 藤 正 雄	今後、事業拡張をして再度の申請を行えば認められるのか。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	敷地拡張を行う場合は、今回同様に必要な理由などが説明できれば、1/2まで認められると考えています。
加 藤 正 雄	それでは前提として実測をしないで、台帳通りやっていたらこのような問題は起きないのでは。もう少し合理的に行ってほしいと思う。
事 務 局	この申請は、対象となる農地の全ての面積を使って除外を行い農転をする申請です。除外申請の場合、農地面積の一部を使って除外・転用するケースが多いため、除外・転用する面積に齟齬は発生しにくいのですが、全てを使うと、実測しなければこのようなケースが起こり得ます。 今後は今回のようなケースを考慮し、除外申請時に筆の全面積を使って行う除外について、実測をしてもらうように指導していくことが必要であると考えます。
加 藤 正 雄	今後は齟齬が出ないように申請前に実測してもらうというのは分かるが、そもそも県の見解はおかしいと思う。県からは全部転用をする場合は実測をすること等と指導があるのか。
事 務 局	除外申請は公簿面積、農地転用は実測面積で行っています。今回のケースでは建物の敷地拡張ため開発が伴い、実測値での申請が必要となります。 残地では農地が出来ない旨を県に申し立てもしましたが、県には取り合ってもらえず、除外申請面積のみしか認めないとの回答でした。許可権は埼玉県にありますので、市としては県の判断に従わざるを得ない状況です。
加 藤 正 雄	除外は公簿面積でもよく、農転は実測面積という指導を県が行っているのか。
事 務 局	除外申請では県は実測までは求めておりません。開発を伴う転用であれば実測面積は必ず必要になってきます。そのため費用はかかってしまいますが、事前に確定した面積で申請した方が、転用との誤差は生まれずトラブルなく進められると考えます。
加藤正雄委員	今後は市としては実測を優先とするということによいのか。

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	今回の様なトラブルが出る可能性があるので、窓口ではお願いとして実測面積を明記してもらうように進めていきたいと考えています。しかしながら判断は申請者に任せられます。
議 長	他に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書４ページ、件号２について、事務局の説明をお願いいたします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請人は漬物食品の製造加工業を営む会社です。
	申請地は第１種農地であり、農地転用が原則不許可の農地ですが、不許可の例外規定で、『既存施設の面積の1/2を超えない範囲での、施設の拡張』が認められております。〇〇の既存工場の面積は約４，６００平方メートルで、本申請面積が２６８．２３平方メートルであることから、既存工場の1/2以内であります。またその他申請書からも特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	本案件は件号１と同じ内容です。
議 長	大島委員、ありがとうございました。
	件号２について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書５ページ、件号３について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請地は農振農用地及び第２種農地ではありますが、一時的な利用で、目的を達成する上で当該農地を使用することが必要である場合は一時転用が認められます。申請内容は、〇〇のそばにある〇〇の製造棟の建設工事に伴う駐車場と資材置場を工事関連業者からの要望により設置するものです。その期間は１年４カ月となっております。
	期間も一時的な利用であり、鉄板を敷き、単管パイプ等で敷地を囲い簡易な駐車場を造成することから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の加藤正雄委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤正雄委員	現況ですが３筆とも作付けが無く雑草が生えています。周辺の状況は農地と宅地が混在しています。周辺農地への影響は、〇〇は北側は山林、西側は公道、南側〇〇と隣接、東側は宅地に隣接しているため特段問題ないと考えます。〇〇は、東側にネギが作付けされておりますが、その境界にはセーフティーネット付きの単管パイプが設置されるため問題ないと考えます。
	〇〇は東側と西側、南側は道路と接します。北側はセーフティーネット付きの単管パイプが設置されるため問題ないと考えます。
議 長	加藤正雄委員、ありがとうございました。
	件号３について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書６ページ、議案第２号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。
	なお、本件は計画全体を採決するため、借受人ごとに、事務局からの説明、
	現地の状況の説明、質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。
議 長	件号１について、審議を行います。農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、〇〇委員が利害関係人になることから、退席を求めます。
	【〇〇委員 退席】
議 長	事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は新規就農後、徐々に作付け面積を増やし、現在は約2.5haの農地を借り受け耕作を行っております。
	今回の案件は継続の案件であり、まとまった一団の面積で農地の集約に繋がることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、事務局より現地の状況等の説明をお願いします。
事 務 局	欠席された、田島推進委員より現地の状況等について事務局へ報告がありましたので説明いたします。
	現況は、作付けはないが、きれいに整地されています。周辺の状況については、農地と宅地等が混在しています地域です。今後の耕作予定については、路地野菜を耕作する予定と聞き取っております。周辺農地の影響は特にないと考
	えます。以上、田島推進員から報告です。
議 長	件号１について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、件号１の審議を終わります。
	ここで、〇〇委員の復席を求めます。

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	【〇〇委員 復席】
議 長	続きまして、件号２、３について、借受人が同一のため一括で審議を行います。事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されています。今回の案件については、継続で借受ける案件であり、周辺農地と一体利用できることから本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の諏訪推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
諏訪推進委員	現況ですが、作付けはされていなく綺麗に整地されている状況です。境木として植えられた桑の木の枝を剪定したものが束ねられていました。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している状況です。今後の耕作予定は露地野菜を耕作するとのことです。周辺農地への影響について周辺農地は申請人が借り受けて耕作を行っているため、特に影響はないと考えます。
議 長	諏訪推進委員、ありがとうございました。 件号２、３について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので採決に入ります。 ここで、〇〇委員が利害関係人になることから、退席を求めます。
	【〇〇委員 退席】
議 長	１２月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。

会議記録 (9)

[illegible]